

都立狛江高校箏曲部が 東京都代表として全国大会出場へ

昨年11月に多摩社会教育会館で開催された「平成20年度東京都高等学校文化祭日本音楽部門中央大会」において、都立狛江高校箏曲部が優勝しました。

この結果、8月1日、2日に三重県鈴鹿市民会館で開催される第33回全国高等学校総合文化祭「全国高総文祭みえ'09」日本音楽部門へ東京都代表として参加することが決定しました。

〔問い合わせ〕 狛江高校 ☎ (3489) 2241



自動交付機、市ホームページ等の利用休止のお知らせ

市役所庁舎電気設備法定保守点検を行うため、次のシステムが利用できなくなります。

〔休止期間〕 2月3日(火)午後5時から翌朝の午前8時30分ごろまで

〔休止するシステム〕

- ▽住民票等自動交付機
- ▽市ホームページ
- ▽安心安全情報ネット
- ▽図書館ホームページ(図書館資料検索・予約システム等)

〔問い合わせ〕 総務課庶務統計係



市長コラム 133

狛江市には、協働のまちづくりを推進するため、市民から市に協働事業を提案する制度があります。昨年、狛江青年会議所からこの制度を使って「どうする多摩川河川敷?市民協議会」が提案され、新年度の協働事業として採用されました。

休日の多摩川では、大勢がバーベキューなどを楽しんでおり、夏場には1,000人

多摩川のバーベキュー問題 などで市民協議会

の被害が我慢の限度を超えているのも確かです。しかし、市独自で規制条例をつくと、市がその管理すべてに責任を持つこととなり、かつ全利用者に対し公平に規制しなければなりません。市の職員体制や財政状況で

以上が集まっています。しかし、ごみを河川敷や近隣の住宅に放置したり、深夜まで騒ぐ人も少なくありません。

国は、河川の自由利用を促す立場で、規制はかけないことが原則です。親水化の視点からは当然ですが、一方で近隣住民への

青年会議所は、こうした問題の解決を目指して広く市民の参加を呼び、自由な議論をしようとするものです。困難な課題に、市民自身が行政との協働で取り組むという画期的な事業です。簡単に結論は出ないかもしれませんが、ここに挑戦する意欲は貴重です。この協議会が、多摩川を生かしたまちづくりの前進の機会となることを、心から期待しています。

狛江市長

天野 つか

平成21年度

市民税・都民税(住民税)の主な改正点

個人住民税における 寄附金控除の拡充

控除の対象となる団体への寄附金合計額が、5,000円を超える部分について、上限の範囲内で、所得税と合わせて控除されます。

平成20年中に寄附をした場合は、平成20年の所得税確定申告により所得控除され、個人住民税は、平成21年度分から税額控除されます。

■控除方法の変更

平成20年度までは、所得金額から所得控除金額として差し引く方法でしたが、平成21年度からは、直接税額(所得割)から差し引く税額控除方式に変更となります。

■控除の対象となる団体

- ▽都道府県や市区町村などの地方公共団体
 - ▽東京都共同募金会
 - ▽日本赤十字社東京支部
- さらに、地方公共団体の条例により指定した団体への寄附も追加されましたが、現在、東京都および狛江市ともに、該当する団体については規則等において、整備中です。

特例加算の創設

地方公共団体への寄附に限り、寄附金税額控除額が上乘せされる制度が創設されました。

■寄附金の控除対象額

寄附金対象額で、控除の対象となる金額は、「総所得等金額の30%」または、「寄附金対象額」の少ない方から5,000円を差し引き、都民税4%・市民税6%をかけた金額となります。

平成21年10月から、 公的年金からの特別 徴収制度(天引き)が 導入

対象となる方
次の条件をすべて満たしていることが必要です。

- ▽65歳以上の公的年金等の受給者(平成21年4月1日現在、老齢基礎年金等を受けている方)
- ▽老齢基礎年金等の支給額が年間18万円以上である方
- ▽介護保険料が年金から天引きされている方
- ▽個人住民税が課税されている方

■特別徴収の回数

年金支給月の年6回(4月・6月・8月・10月・12月・2月)

■特別徴収(天引き)の方法

平成21年度の税額の半分については、6月および8月に送付する納税通知書により、個人で支払う方法での納付となります。残り半分の税額は、10月・12月・2月の3回に分けて、公的年金等からの天引きとなります。

■年金特別徴収(天引き)の徴収方法

徴収方法	特別徴収(天引き)を開始する年度						翌年度以降					
	上半期		下半期				上半期(仮徴収)			下半期(本徴収)		
徴収方法	普通徴収(個人納付) ※年金から天引きはしません。		公的年金等の特別徴収(天引き)				公的年金等の特別徴収(天引き)			公的年金等の特別徴収(天引き)		
徴収月(年金支給月)	4月	6月(普通徴収第1期) 8月(普通徴収第2期)	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
徴収税額	年税額の4分の1		年税額の6分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1	前年度の下半期分の税額の3分の1	前年度の下半期分の税額の3分の1	前年度の下半期分の税額の3分の1	年税額から上半期徴収額を差し引いた残額の3分の1	年税額から上半期徴収額を差し引いた残額の3分の1	年税額から上半期徴収額を差し引いた残額の3分の1	
	年税額の2分の1を、第1期6月・第2期8月の2回に分けて、通知書または口座振替での納付となります。		年税額の2分の1を、10月・12月・2月の3回に分けて年金から天引きします。				前年度の下半期の税額に相当する額を、4月・6月・8月の3回に分けて年金から天引きします。			年税額から上半期に天引き済みの額を差し引いた額を、10月・12月・2月の3回に分けて年金から天引きします。		

※納付方法が変わっても、1年間の支払額に違いはありません。